

中央建設業審議会総会

平成30年8月6日

【事務局（岩下）】 定刻よりちょっと前ですが、本日予定された出席者の方々はおそろいですので、ただいまから中央建設業審議会総会を開催させていただきます。

委員の皆様方には、ご多忙のところをお集まりいただきまして、まことにありがとうございます。本日の司会を務めさせていただきます、建設業課の岩下でございます。よろしくをお願いいたします。

本日、お手元に配付いたしました資料の一覧は議事次第に記載しておりますが、不足はございませんでしょうか。ございましたら、その都度でも構いませんので、お申しつけください。

報道関係の皆様方の冒頭のカメラ撮りは議事に入るまでとさせていただきますので、よろしくをお願いいたします。

それでは、議事に先立ちまして、国土交通省土地・建設産業局長の野村から、ご挨拶を申し上げます。よろしくお願いいたします。

【野村土地・建設産業局長】 私、先月31日付で新たに土地・建設産業局長を拝命いたしました、野村と申します。どうぞよろしくお願い申し上げます。

委員の皆様方には、日ごろより、国土交通行政各分野に対しまして、ほんとうにご協力を賜っておりますこと、改めて御礼申し上げます。また、本日は、ご多忙の中、そして暑い中、ご出席いただきまして、ありがとうございます。

まず初めに、平成30年7月豪雨、この豪雨災害につきまして、関係の皆様には、被災地の復旧・復興、さらには被災された方の生活の支援等々に、ほんとうにご尽力を賜りましたこと、改めて感謝申し上げたいと思います。

さて、本審議会につきましては、昨年の7月以来の開催となります。前回の会議では、建設業の働き方改革について、ご報告を申し上げます。そういう中で、本年6月29日には働き方改革関連法案が成立をしておりまして、私どもも適正工期ガイドラインの改訂などを行っております。その動きについても、ご報告を申し上げたいと思います。

それから、前回の会議では建設産業政策会議の取りまとめにつきましてもご報告を申し上げますところですが、こちらで示された施策を具体化するため、建設業法等の

改正も視野に、早急に講ずるべき措置を中建審と社整審の基本問題小委員会にてご議論をいただきまして、対応策を取りまとめております。本日は、こちらの内容についても、ご報告を申し上げたいと思います。

さらに、この小委員会の取りまとめでは、民法改正を見据えた標準請負契約約款の改正、あるいは民間発注工事における円滑な工事発注や適正な施行の推進、これらについても今後さらに検討すべき事項とされたところがございます。これらについては、新たに議論の場を設けるべく、これはご審議事項として、ご審議をお願いしたいと思います。

各委員の皆様方におかれましては、ぜひ活発なご議論を賜りますようお願い申し上げて、私の冒頭の挨拶とさせていただきます。本日は、どうぞよろしくお願い申し上げます。

【事務局（岩下）】 ありがとうございます。

本日の会議には、18名の委員の皆様にご出席をいただいております。委員の総数の2分の1以上のご出席となりますので、建設業法施行令第29条第1項の規定による定足数を満たしていることをご報告申し上げます。なお、中央建設業審議会議事細則第9条第1項により、本審議会は公開されております。

議事に先立ちまして、事務局から、本日ご出席の委員をご紹介申し上げます。

まず、東京海上日動火災保険株式会社相談役の石原邦夫会長です。

【石原会長】 石原でございます。よろしくどうぞ。

【事務局（岩下）】 続いて、委員の皆様を五十音順で紹介させていただきます。

一般社団法人日本建設躯体工事業団体連合会副会長の青木繁夫委員です。

【青木委員】 青木でございます。

【事務局（岩下）】 一般社団法人全国中小建設業協会副会長の小野徹委員です。

【小野委員】 小野です。よろしくお願いいたします。

【事務局（岩下）】 全国建設労働組合総連合書記長の勝野圭司委員です。

【勝野委員】 よろしくお願いいたします。

【事務局（岩下）】 日本公認会計士協会常務理事の岸上恵子委員です。

【岸上委員】 岸上です。よろしくお願いいたします。

【事務局（岩下）】 学習院大学法学部教授の櫻井敬子委員です。

【櫻井委員】 櫻井です。よろしくお願いいたします。

【事務局（岩下）】 弁護士の佐藤りえ子委員です。

【佐藤委員】 佐藤でございます。よろしくお願いいたします。

【事務局（岩下）】 島田市長の染谷絹代委員です。

【染谷委員】 染谷でございます。よろしくお願い申し上げます。

【事務局（岩下）】 北海道知事の高橋はるみ委員です。

【高橋委員】 高橋でございます。よろしくお願いいたします。

【事務局（岩下）】 三菱地所株式会社代表執行役、執行役副社長の谷澤淳一委員です。

【谷澤委員】 谷澤でございます。よろしくお願いいたします。

【事務局（岩下）】 早稲田大学大学院法務研究科教授の中田裕康委員です。

【中田委員】 中田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

【事務局（岩下）】 一般社団法人日本空調衛生工事業協会会長の長谷川勉委員です。

【長谷川委員】 長谷川です。

【事務局（岩下）】 電気事業連合会副会長の廣江讓委員です。

【廣江委員】 廣江でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

【事務局（岩下）】 株式会社リ・パブリック、フェローの藤原まり子委員です。

【藤原委員】 どうぞよろしくお願い致します。

【事務局（岩下）】 東海旅客鉄道株式会社執行役員の本田敦委員です。

【本田委員】 本田です。よろしくお願いいたします。

【事務局（岩下）】 一般社団法人日本建設業連合会副会長の宮本洋一委員です。

【宮本委員】 宮本でございます。よろしくお願い申し上げます。

【事務局（岩下）】 一般社団法人日本建設業連合会会長の山内隆司委員です。

【山内委員】 山内です。よろしくお願い致します。

【事務局（岩下）】 阪神高速道路株式会社代表取締役社長の幸和範委員です。

【幸委員】 幸でございます。よろしくお願い致します。

【事務局（岩下）】 なお、本田委員には、前回の総会以降、新たに委員にご就任いただいておりますので、ご紹介申し上げます。

また、本日はあいにくご欠席ですが、東京大学大学院工学系研究科教授の小澤一雅委員、一般社団法人全国建設業協会会長の近藤晴貞委員には、引き続き委員を務めていただいておりますことをあわせてご紹介申し上げます。

報道関係者の皆様におかれては、これ以降のカメラ撮りをご遠慮願います。

これより議事に入らせていただきますが、1点、マイクの使い方について、ご説明させていただきます。お手元にマイクスタンドがございますが、こちらのボタンを押していた

できますと、赤色に光った状態になります。そちらの状態でご発言をいただきまして、ご発言が終わられた後は再度ボタンを押していただき、赤色の光を消していただくよう、お願い申し上げます。

それでは、これ以降の議事の進行は石原会長にお願いいたします。よろしくお願いいたします。

【石原会長】 石原でございます。本日の進行役を務めさせていただきます。

それでは、お手元でございます議事次第に基づきまして、本日の議事に入りたいと存じます。まず、建設業の働き方改革につきまして、事務局より報告をお願いいたします。

【平林建設業政策企画官】 では、事務局のほうから、ご説明を申し上げたいと思います。お手元でございます資料の、資料1と書かれました、「建設業の働き方改革について」というものをご参照いただければと思います。

1 ページおめくりいただきまして、政府全体の取組でございます。

2 ページ目でございますけれども、こちらについては、建設業を取り巻く現状と課題ということで、建設業の最近の働き方の現状を幾つかグラフにさせていただいているところでございます。左上のほうからごらんいただきますと、年齢階層別の建設技能労働者数をグラフで示しているところでございます。どこの産業も同じといえば同じでございますけれども、特に建設業につきましては、60歳以上の高齢者が約4分の1を占める。一方で、29歳未満の若者は約11%しかいないということでございます。おそらく60歳以上の方々というのはこれから10年ぐらいすると引退をされるということでございますが、その次を担う若者の数はそれに比べて非常に少ないという形になっておりまして、業としての持続可能性というところは疑問符が持たれるところでございます。

次に、上の真ん中のところでございますけれども、給与水準を示したものでございます。上の二つが建設業、その下二つが製造業、一番下が全産業でございます。一番右側の上昇率という欄をごらんいただきますと、建設業については、最近、全体としては非常に好調なところがございますので、上昇率自体は全産業なり製造業と比べても高い数字になっているところでございます。しかしながら、2017年の絶対額のところをごらんいただきますと、まだまだ製造業ですとか全産業よりも低いというような感じになっておりまして、給与の面ではやはりまだ、魅力ある産業というふうには言えない部分もあるというところでございます。

上の右側は、年齢階層別の賃金水準を示したものでございます。黄色が建設業、青が製

造業でございます。若いうちは製造業と建設業はあまり変わりがございますけれども、建設業につきましては、40歳ぐらいをピークに、それ以降はほぼ横ばいで、下がっていくという格好になっております。一方で製造業については40歳を超えてもおそらくマネジメント能力等を考慮されて引き続き給料が上がっていくという形になっておりますけれども、建設業につきましては、体力のピークが賃金のピークというような傾向が見られまして、40歳以降、特に賃金水準に差が出てまいりまして、マネジメント力というのは十分考慮されていないというような現状にあるのかなあというふうに思われます。

続きまして、左下のほうでございますが、保険の加入割合の推移でございます。これまでも順次取組を進めてまいりましたところ、平成29年10月現在では3保険合わせまして97%といったところまで参りました。とはいえ、法的には義務でございますので100%を目指さなければいけないわけでございますけれども、赤の吹き出しのところをごらんいただきますと、全体をならずと97%ということでございますが、元請については、98.2%ということで、かなり100に近い数字でございますけれども、下請は下に行けば行くほど数字が下がっているということございまして、これまでも取組をしてきたところではございますが、さらに踏み込んだ対策というものが必要だというふうに考えているところでございます。

それから、下の真ん中は年間の労働時間の推移でございますけれども、赤が建設業、緑が製造業、青が全産業でございます。建設業については、製造業と比べても100時間、全産業と比べますと300時間以上、年間で長時間労働という状況になっております。加えまして、製造業と全産業についてはどちらかといえば右下がりになっている傾向がございますけれども、建設業についてはこの10年間ほぼ横ばいといった形になっておりまして、長時間労働の状況はさほど変わっていないという状況でございます。

それから、右下でございますけれども、これは休日の状況でございます。他業種で言うところの週休2日（4週8休）については、グラフの一番左の薄い青色でございますが、1割にも満たないというところございまして、平均いたしますと4週当たり5日ぐらいという形になっております。日曜日と、もう1日ぐらい休みがあるかどうかというところございまして、他産業では週休2日は当たり前になっているところでございますけれども、建設産業ではまだまだといったような状況にあるところでございます。

このような状況も踏まえまして、続いて3ページをごらんいただければと思いますが、建設業につきましては、自動車運転の産業とともに、取組は非常に重視して進めていかな

ければいけないということをごさいます、特に今回、先ほどご紹介ありましたとおり、働き方改革関連法が成立いたしました、これまで建設業については罰則付きの時間外労働規制の適用除外になっておりましたが、改正法が施行されます平成31年4月1日の5年後、平成36年4月1日には、この罰則付きの一般規制、月45時間、年360時間、特例で年720時間というものですけれども、この一般則が建設業にも適用されるということになってまいりました。5年後の施行に向けまして、発注者の方々の理解と協力も得ながら、労働時間の段階的な短縮に向けた取組を強力に推進していかないといけないということをごさいますけれども、そのために、発注者を含めた関係者で構成する協議会を設置してさまざまな取組を進めていこうということになりまして、次の4ページ目をごさいます、建設業に特化して、働き方改革に関する関係省庁連絡会議というものが、昨年の6月29日に立ち上げられたところをごさいます。左側、メンバーとしては公共の発注者等々の各役所が入っているという形になっておりまして、これまで4回ほど開催をさせていただいているところをごさいます。その取組の内容について、5ページ目以降でご紹介をさせていただきます。

まず、5ページ目につきましては、先月改訂されたものがごさいますので、内容につきましては後ほどご説明をさせていただきますけれども、関係省庁間で「建設工事における適正な工期設定等のためのガイドライン」というものを策定いたしました、申合せをしたところをごさいます。

次の6ページをごらんいただければと思いますが、昨年の8月にこのガイドラインを策定いたしましたけれども、この取組を受けまして、民間のほうでもさまざまな取組を行っていただいたところをごさいます。左側、緑のほうは、民間発注分野の動きということで、鉄道、電力、ガス、住宅・不動産のそれぞれ分野別の連絡会議というものを設けまして、先ほどのガイドラインの浸透・改善に向けた、それぞれの分野別の具体的な方策について、種々ご検討をいただいたところをごさいます。また、右側のほうをごさいます、本日ご出席の方々もいらっしゃいますけれども、建設業団体さんのほうでも、例えば日本建設業連合会のほうでは、働き方改革4点セットということで、そのうち年720時間にしないといけないところを段階的に先行して自主規制をやっていこうですとか、さまざまな業界での取組を進めていただいたところをごさいます。これらの民間での取組も踏まえまして、去る7月2日に第4回の関係省庁連絡会議を開きまして、「適正な工期設定等のためのガイドライン」を改訂したところをごさいます。

その改訂されましたガイドラインを、次の7ページ目にご紹介をさせていただいているところでございます。ガイドラインの内容につきましてはオレンジの枠で囲ったところに書いてございますけれども、まず、2番として、基本的な考え方ということで、ある意味当たり前でございますが、双方、法令遵守、対等な立場で契約を締結する。受注者につきましては、長時間労働を前提とした不当に短い工期にならないように、適正な工期で請負契約を締結する。発注者については、施工条件の明確化等を図って、適正な工期で請負契約を締結するということでございます。双方、工事实施前に十分情報共有を図って、役割分担を明確にしていこうということでもあります。

具体的な取組が3ポツ以下のところに書いてございますけれども、適正な工期設定・施工時期の平準化というところで、週休2日ですとか、工期設定に当たって、準備期間、後片付けの期間、あとは、降雪ですとか、台風ですとか、作業不能日数を十分考慮して、工期を設定する。それから、先ほど民間のほうでご検討いただきました、それぞれの特性等を十分に協議して、工期を設定しようということでございます。あと、週休2日にいたしますと、通常、工期が延びるという格好になりますので、それに必要な労務費なり共通仮設費等については請負代金へ適切に反映するというところで、公共については、特に週休2日工事をどんどん拡大してやっていこうということでございます。

右側のほうに参りますけれども、受注者のほうについても、従来、価格のダンピングということはよくあったわけでございますが、工期のダンピングということで、工期を急に短くすると違法な長時間労働につながる可能性もあるということで、そういうことを行わないですとか、あとは、従前、予算との関係で3月までに工事をというようなことがあったわけでございますけれども、予定工期内での完了が困難な場合には、最近、財政当局も非常に柔軟に協議に応じていただいております、繰越制度等を適切に活用してやっていこうということでございます。また、発注見通しを公表することによって、平準化も進めていくということでございます。

あとは、(2)のところでは具体的に、しわ寄せ防止ということで、必要経費についてはきちんと書類に明示するとか、あとは、公共工事の設計労務単価の動きですとか、生産性向上を踏まえた適切な見積り等によって、請負契約を締結していこうということでもあります。

(3)のところは、当然のことながら生産性向上の取組も絶え間なく進めていかなければいけないということで、ポツが二つぐらい書いてございますけれども、従前、設計図面は2次元で描かれていることが多くございましたが、こちらを立体化、3次元で描いて、

設計、施工、後の管理まで含めて活用いただく、BIM/CIMというふうに言っておりますけれども、そちらのほうを積極的に活用していくとか、あとは、プロジェクトの初期段階から受発注者間でしっかりと話し合いをする、フロントローディングというものを活用していくということを取り組んでいるところでございます。

それから、下請契約のほうでも、適正な工期という話と、あと、職人さんにつきましては日給月給ということで勤務した日数に応じて給料が支払われるということになっているところが多いので、単純に週休2日にすると給料が減ってしまうということにもなりかねませんので、労務費等の見直しの効果もちゃんと行き渡るように、適切な賃金水準を確保していこうということでございます。

こちらのガイドラインの内容につきまして、次の8ページでございますけれども、会議の場で公共の、中央府省庁の間でこのような申合せをしたと同時に、公共工事の発注者であります都道府県なり市町村さん、それから、民間工事の発注者の方々、建設業団体の方々に、こちらのほうの内容を周知させていただいて、ぜひ取組をとということでお願いをさせていただいているところでございます。

次の9ページ目は、直近に開催されました7月の関係省庁連絡会議で、議長であります野上官房副長官のほうからご指示をいただいた事項を簡単に記載させていただいております。公共工事につきましては、週休2日工事の導入ですとか、件数の拡大、あとは労務費の補正などにも取り組むようにといったこと、それから、民間工事についても、公共の取組を参考に、ぜひ積極的に協力いただきたいということ、今回、ガイドラインを改訂するに当たって、主に大企業を中心にヒアリング等を行わせていただいて改訂をしたところでございますけれども、中小企業につきましても、今後さらに詳細な調査を行って、対応をしていくということでございます。あと、一番下に書いてございますけれども、今後、中長期的な観点から、建設業法などの制度改革が必要な施策につきまして、国土交通省を中心に関係省庁が連携して準備を進めていくことを指示されておりました、右側にございますけれども、私どもの副大臣の牧野のほうから、しっかりと準備を進めていくということと呼応させていただいているところでございます。

以上が、政府全体の流れ、取組でございます、10ページ目以降は国土交通省としての取組でございます。

11ページをおめぐりいただければと思いますが、こちらのほうは、今年の3月に、建設企業が働き方改革に積極的に取り組めるように、平成30年度以降、関係者間で認識

を共有して、国と民間、連携して取組をやっていこうということで策定をさせていただきました、建設業働き方改革加速化プログラムでございます。主な柱は三つございまして、長時間労働の是正、給与・社会保険、生産性向上という形になっているところでございます。それぞれいろいろと字が下のほうに書いてございますが、エッセンスを12ページ以降のところにまとめさせていただいておりますので、12ページをごらんいただければと思います。

まず、週休2日の関係でございますが、左側のほうは、直轄工事のほうで、実施件数、対象件数を大幅に拡大して、今、週休2日工事に取り組ませていただいているところでございますし、下のほうにございますけれども、都道府県、政令市においても、導入していただく自治体さんが増えているところでございます。それから、右側のほうでございますが、真ん中ぐらいに表がございますけれども、先ほど口頭ではご説明申し上げましたが、週休2日にしますとどうしても工期が長くなる部分があって必要経費がかさんでくる部分というのがございますので、労務費ですとか、共通仮設費ですとか、現場閉所の状況に応じて補正係数を乗じるといったような措置を講じているとともに、その下でございますが、工事が終わりますと成績評定をするということをやっておりますけれども、4週8休を実施した工事につきまして、実際に4週8休が実施されれば工事成績評定で加点をして次につながるということで、企業のインセンティブになるような措置も講じさせていただいているところでございます。

次の13ページをごらんいただければと思います。こちらにつきましては、今年の秋口から運用開始を予定しております、建設キャリアアップシステムといわれるものの概要でございます。従前、職人さんがどういう仕事をしてきたのか、どんな現場でどんなことをやってきたのか、どんな資格をお持ちなのかというのは、ある意味では職人さん個人の自己申告に委ねられているようなところもございまして、必ずしも業界全体でこの人はこういう人だというのが共有されていなかったように思われます。この建設キャリアアップシステムにつきましては、そういった技能者の資格ですとか、社会保険の加入状況、現場の就業履歴等を業界横断的に登録・蓄積をしていこうというものでございまして、概要といたしましては、下の左のほうに絵がございますけれども、このシステムの中に、どんな現場で働いていたのか、どんな資格を持っていて、社会保険の加入状況はどうかというのを、現場に来るごとにカードを読み取って蓄積されていきまして、経験とか、知識・技能、保有資格といったものがシステムで把握され、加えて現場の能力も含めて、それぞれ

技能者の方の客観的かつ大まかなレベル分けというものが可能になってくるのかなあというふうに思っているところでございます。下の真ん中のあたりに四つほど色分けされたカードがありますけれども、処遇改善の土台づくりということで、職人さんのキャリアに応じたレベルアップ、これはキャリアパスを提示するということにもつながるというふうに思っておりますし、こういった形で職人さん個人のレベルが評価されるようになれば、そういった優れた職人さんを抱える専門工事企業の施工能力の「見える化」ということにもつながられるのかなあというふうに考えているところでございまして、今、具体的な方策を検討しているところでございます。

次に、14ページをごらんいただければと思いますが、エッセンスの三つ目でございます。i-Constructionの深化ということでございます。いわゆるICTの活用といったことでございますけれども、こちらについても、当然、新しいものを導入するときにはそれなりの費用がかかる場所がございますので、こちらのほうを積算基準のほうで少し見ていくとともに、特に発注者という観点では、書類の簡素化をはじめとしました省力化に向けて、監督・検査の合理化を進めていくということにしているところでございます。

以上の内容につきまして、最後、15ページでございますが、今年の3月に私どもの石井大臣のほうから、今日おいでいただいている方々もいらっしゃいますけれども、建設業4団体に対しまして要請をさせていただいたところでございます。具体的には、ポイントということで幾つか書いてございますけれども、週休2日の確保に向けた具体的かつ実効性のある取組をお願いしたいですとか、あと、建設業の担い手の給与について、目に見える形での引き上げですとか、技能者の方まで給与・法定福利費がちゃんと行き渡るようにお願いしたいということですか、生産性の向上の取組もお願いしたいといったような、プログラムのエッセンスを建設業団体のトップの方々に要請をさせていただいたところでございまして、一番下を書いてございますけれども、こちらにつきまして、今年の夏をめどに、建設業団体としての取組をフォローアップさせていただくとともに、私どもの施策の進捗を共有させていただきまして、さらなる具体的な展開や強化につなげていくということを改めて行わせていただく予定にしております。

以上が、昨年の中建審でご紹介をさせていただきましてから今日に至るまでの、建設業の働き方改革の大体この1年ぐらいの流れということで、ご報告を申し上げる事項でございます。

ご説明については、とりあえず以上でございます。

【石原会長】 ありがとうございます。

これまでの取組につきまして、発注者、受注者、あるいは、国、国交省の取組等々につきまして、網羅的にいろいろご説明をいただいたわけでございますけれども、ただいまのご発表について、補足したいとか、あるいは自分のところはこうだというようなお話、ご意見ございましたら、よろしくどうぞ。

高橋委員、どうぞ。

【高橋委員】 ありがとうございます。北海道から参りました、高橋でございます。北海道は、全国の国土の22%を占める、大変広大なエリアを抱えておりまして、北海道におきましては、国土交通省の北海道局という局を通じて、社会資本整備については一括計上していただく形で、お国の事業が進んでおります。道路、河川などインフラ整備が進んでいるところでありまして、また、北海道においては、インバウンドをはじめとする大変な観光立国の推進という政府のご方針に沿う形で、このことも地域が進んでいるところでありまして、その意味では民間の建築需要も結構旺盛なところであります。そういった中で、従来から北海道における産業構造の中で建設業のウエートというのは高いというのが他の地域との比較においてよく言われているところでありますが、であるからこそ建設業における人手不足の深刻化ということも我々の地域にとって大変な問題であり、また、ウエートが高いがゆえに北海道全体の地域産業の停滞の懸念ということを私どもは思っているところであります。

そういった中で、建設業を含めて全産業における働き方改革の方向性ということで、「就業環境の改善」、省力化、人材育成などの「生産性の向上」、「多様な人材の活躍」、こういったことを昨年以来進めているところではございますが、特に建設産業では、先ほど申しました公共工事の分野、あるいは民間の建築工事の分野のそれぞれ仕事があるのに加えまして、除排雪業務というのが他の地域との比較において大変な作業量になるところであります。道庁がございます札幌市、200万の人間が住んでいるところでございますが、ここでも年間累積で6メートルぐらいは雪が降る。雪というのは春になったら消えてしまうのでありますが、それでも、市民生活なり産業・経済活動を維持するために、除雪をし、そして除雪をした雪を排雪するという業務は、どうしても建設業の方々に担っていただかなければならない、大変重要な役割になっているところであります。人材の確保・育成が喫緊の課題と、認識をいたします。

そういった中で、今年の3月に北海道における建設産業のみを対象とする支援プランと

いうものを策定いたしまして、「担い手確保・育成」、「経営力の強化」などを目標に掲げまして、ただいま審議会の資料としてもご説明がございました週休2日工事、これを民間でも公共でも導入することを進めなければならないということ。それから、若手の技術者の教育支援を進めていくということ。さらには、この資料の中にもございました、ICTを有効に活用していこうということなど、具体的な取組を一步一步進めているところでございます。もとより、このことを進めていくためには、発注者、受注者、それぞれの立場での役割をしっかりと果たしていくという努力が重要なわけではありますが、今お伺いする中で、なかなか地域だけで対応は難しい部分もございます。ぜひ、お国のほうとも連携をさせていただきながら私どもも取り組んでまいりたいと思っておりますので、国におかれては、今ご説明のございました各施策の早期の実現、そして私ども地方に対する情報提供などのご支援を、心からお願い申し上げる次第であります。

以上であります。

【石原会長】 ありがとうございます。

どうぞ、全国の状況につきまして。

【山内委員】 日本建設業連合会会長の山内でございます。初めに、平成30年7月豪雨により、犠牲になられた方々に謹んでお悔やみ申し上げるとともに、被災された方々に心よりお見舞いを申し上げます。

日本建設業連合会では、被害が甚大であった西日本地区を中心に各支部で災害対策本部を設置し、国土交通省様をはじめとする皆さんの要請により、土砂崩壊への対応や、道路、鉄道等の復旧に努めており、今後も被災地の早期復興に向けて協力してまいりたいと考えております。

また、本審議会のもとに設置されております基本問題小委員会において中間とりまとめが6月22日に策定されましたが、災害時の迅速な対応やインフラの老朽化への的確な対応等を視野に入れたものであり、日本建設業連合会といたしましても、社会基盤の守り手として、引き続き社会的使命を果たしてまいりたいと考えております。

それでは、一言、意見を申し述べさせていただきます。建設業の働き方改革につきましては、ただいまご説明いただきましたとおり、政府、とりわけ国土交通省様に多大なご協力をいただいております。また、経団連におきましても、7月11日に開催されました幹事会におきまして、工事現場における週休2日を前提とした工期設定について理解を得る取組を促す、「長時間労働につながる商慣習の是正に向けた共同宣言」の周知徹底を図るこ

とが決定されたところであります。このように官民を挙げた力強い後押しをいただいていることに対しまして、この場をお借りして感謝を申し上げます。日本建設業連合会では、平成30年度事業計画におきまして週休2日の実現と建設キャリアアップシステムの普及・推進を二大事業と位置付けており、業界の命運をかけて取り組んでいるところでございます。

週休2日の実現につきましては、昨年12月に「週休二日実現行動計画」を策定し、2021年度末までに本・支店及び全ての建設現場における週休2日の定着を目指すことといたしました。また、本年4月からは、建設業関係14団体共催による、統一土曜閉所運動を開始したところであります。週休2日の実現には、発注者の皆様にご理解をいただくこととあわせて、まず、施工者である私どもみずから生産性向上等の自助努力を重ねることが不可欠であると考えております。日本建設業連合会といたしましては、できるところから着実に週休2日の浸透を目指し、従前の業界慣習の刷新に努めてまいりたいと考えております。

次に、建設キャリアアップシステムにつきましては、国土交通省等の指導により、建設キャリアアップシステム運営協議会の参加団体を中心に、運用開始に向けた実務的な対応が始まっております。日建連では、2023年3月までに会員企業の全ての現場において現場登録を行い、登録した現場に入場する全ての事業者・技能者が建設キャリアアップシステムに登録していることを目標とするロードマップを作成し、普及・推進に取り組んでおります。約330万人もの建設技能者の技能・経験等を業界横断的に登録・蓄積し得る本システムにより、建設技能者が長年培ってきました技能・経験等が正当に評価されることで、業界全体の技術力の底上げと若年層の入職促進につながるものと期待しております。

皆様ご承知のとおり、建設業界は将来の担い手確保・育成をはじめとする、さまざまな課題に直面しておりますが、官民からの多大なるご支援をしっかりと受けとめ、若年層が魅力を感じる業界となるべく、働き方改革をさらに加速化してまいり所存でありますので、今後ともご指導いただけますよう、お願い申し上げます。

今年の3月27日に国土交通省で、石井大臣の面前で建設4団体に対して「建設業働き方改革加速化プログラム」についていろいろご指導をいただきましたが、私ども日本建設業団体連合会では、翌日3月28日の理事会でその趣旨を機関決定しまして、周知徹底を図ったところであります。1年前の平成29年3月に同様の会がありましたが、そのときには、建設諸団体4団体の中で働き方改革に前向きに取り組むと回答したのは当日本建設

業連合会だけでありまして、ほかの3団体からはとても困難という回答でありました。石井大臣も大変困ったような顔をされたということがありましたが、わずか1年で大幅に業界団体の受けとめ方も変わってきたと、そのように考えている次第であります。

私からは、以上でございます。

【石原会長】 それでは、ただいまのご意見につきまして……。

染谷委員、お願いします。

【染谷委員】 ただいま説明のありました建設業の働き方改革についてでございますが、法令に基づく制度を推進して実効性のあるものとするためには、発注者の一端を担う地方公共団体、県や市町がいかに容易に取り組めるかということが、喫緊の課題だというふうに考えております。今後は、国の取組を踏まえて地方が主体的に取組を推進できるような仕組み、体系、道筋などをご支援いただければありがたいと思っております。

一つ事例を挙げてお話をさせていただきますと、工事や業務委託の積算システム、SMILESという積算システムを使っているのですが、これについても県のシステムを利用させていただいております。検査における成績評価の仕様なども、県のを準用しております。まずは、県に取組を進めていただく必要があると思うのですね。週休2日による工期の延伸にかかる費用ですとか、法定福利費、設計の積算による場合はこうした費用の見積り等も算入できるようなシステムへ改革していく、改良が必要になってくるというふうに思っています。私ども市町、末端のところといたしましては、やはり県の動向に追随しながら地方の各都市は制度を改めていくということでございますので、ぜひ、取組が推進できるような仕組みや体系を構築していただきたいということが、1点でございます。

もう1点は、この説明の中にも、職人さんの高齢化、人手不足は深刻というお話がありました。さまざまな課題はあるものの、私は、一つに職人に対する日本の社会の中の社会的な評価が低いということがあるのではないかとこのように思っております。3Kと言われ、収入が安定していない、あるいは体力のピークが収入のピークというような、こういう状況の中では、なかなか若い方たちに参入していただけない。そしてまた、職人さんで技術能力の高い人たちがそれにふさわしい評価を受けることができないという状況でありますので、マイスター制度の実現等、具体的に職人さんの技量を「見える化」していく、これも職人さんの地位向上と賃金を上げて身分を安定させていくためにはとても大事な取組であるというふうに考えております。

以上です。

【石原会長】 ありがとうございます。

ほかにいかがでございましょうか。まずは、今日の議題の中でこのところが一番、皆様、ご意見なり、ご発表したいところだと思いますので。

どうぞ。

【谷澤委員】 三菱地所の谷澤でございます。どちらかというと言注者の立場ということで、少しだけ、意見というか、お願いをさせていただければと思います。

建設業の働き方改革、これは、建設業界だけではなくて、全産業、日本全体で取り組まなければいけない喫緊の課題であると強く認識しております。そういった上で、建設業につきましても若い人が入って来られるような業界にしていかなければいけないということで、そういった前提の中で、週休2日の問題や賃金の問題について、十分に理解した上で、発注者側としても、できることがあれば協力していくということでございます。

ただ、その上で敢えて申し上げますが、先ほどの説明の中でもございましたけれども、そのためには、発注者側と建設業界の方がウイン・ウインの関係でなければいけない。これが大前提だと考えておりますので、生産性の向上といった部分については、建設業界としても精いっぱい取り組んでいただきたいと思いますし、この資料の中にも若干ございましたけれども、行き過ぎた重層的な下請構造の解消ですとか、社会保険の未加入問題とか、そういった問題も依然あるわけでございますので、並行してそれらの問題についてもしっかりと取り組んでいただきたいと思います。これはお願いも含めて、よろしく願いしたいと思います。

【石原会長】 よろしゅうございますか。

ほかにいかがでございましょうか。宮本さん、どうぞ。

【宮本委員】 日本建設業連合会の副会長をしております、宮本でございます。先ほど山内会長のほうからお話のあったとおり、働き方改革に必死になって取組を始めたところであります。先ほどお話があったように、なかなか社会の認識が低い。職人さんとおっしゃっていただいたのは大変うれしい話ですが、最近は技能労働者というふうに申しているのですけれども、そういう手に職を持った人の評価が社会の中で低いということは私どもも大変問題だと思っておりまして、2年ぐらい前でしたか、国土交通省様のほうから、3Kはやめて、新3Kへ行こうというお話をいただきました。前の3Kは「きつい・汚い・危険」ということだったわけですが、「給料が高い、休暇がとれる、希望がある」という新3Kへ行くというお話をいただいて、私どもも全くそのとおりだと思って、あちこちでそうい

うお話をしているところでございます。サスペンスドラマなんかだと、悪人が逃げ込むのが建設現場だったり、何とか風、建設作業員風の犯人と言われたりとか、どうしてもマイナスイメージがつきまとうので、それを何とか払拭しなきゃいけないということで、私も、現場の形もなるべくきれいに見えるように、それから作業員の服装も昔に比べればきれいになったし、だんだんスマートな服装になってきていると思います。そういう取組を進めながらも、どのようにやっていくかということについて国の方ともいろいろ打ち合わせをしているわけでありますが、私は今、日建連の中で土木本部長をしております、全国の9地方整備局との意見交換会が先日終わったのでありますけれども、やっていく中で、働き方改革に関するさまざまな取組について、国ほか、ご発注機関のご支援が非常に高まってきているということを感じておりまして、大変ありがたいと思っております。ただ、現場でアンケートをとりますと、3割ぐらいの人たちがなかなかご認識いただいていないというような感覚をまだ持っているというところで、いかに現場のほうとのギャップを埋めていくかということが、これからの課題だと思っております。

そして、もう一つの課題は、先ほどお話が出たように、どこまで広げていくか。国と私どもとの関係の中ではいいわけですがけれども、いわゆる公共工事について言えば、地方公共団体、そういうご発注機関のところまで広げていく。さらにはそれを民間工事へどう広げていくかということがこれからの課題なのですけれども、今年の意見交換会においては、先ほどの週休2日の問題についても、もう取り組み始めた、発注者指定型でやり始めたという、公共団体の方が出てこられています。大変ありがたい話だと思っております。それから、その意見交換会に今回は、JRさん、電力さん、ガス協会さんにおいでいただいて、オブザーバーでしたけれども、ご参加をいただいているということで、そういう広がりが広がっているということは大変ありがたいと思っております、ぜひこの辺を、生産性向上を含めて、さらに推進をしてみたいと思っておりますので、ご協力のほど、よろしくお願い申し上げたいと思います。

【石原会長】 ありがとうございます。各ステークホルダーの皆様の協力がなければというお話でございましたけど、ちょっと自分のところは、というふうなお話はございませんか。

じゃあ、小野さん、どうぞ。

【小野委員】 全中建の小野であります。働き方、特に週休2日を進める中でi-Constructionなどの活用による生産性向上というものが課題になっておりますけれども、

私ども中小企業においての一番の生産性向上策というのは、何といたっても工事の平準化というものであります。国交省では、これを何とかしようと、ゼロ国債、早期発注、繰越工事を増やすとともに、県などにもこうした施策を要請されており、感謝を申し上げたいと思いますけれども、私としては、さらにこうした施策を押し進めていただくために、補助金制度に関して二つの問題を提起したいというふうに思います。

中小建設業者は県市町の仕事を多くさせていただいておりますけれども、特に市町では、4月に国・県の補助金が交付決定されると、どの工事でも翌年の3月末に終わるように準備にかかります。まずは、早くしないと間に合わない工事から優先的に発注します。年を越えて発注しても間に合いそうな工事というのは、最後の発注になります。つまり、いつ発注される工事であっても、結局は皆、3月末の工期に収れんしていくということになります。中小業者は年度末に特に忙しいというわけでありまして。会計年度という縛りもあるでしょうけれども、ただでさえ忙しい3月末の工期が例えば5月末になるような仕組みを、総務省、地方自治体とともにお考えいただきたいというふうに思います。

次に、建設工事の月別推移を示す国交省の資料、後ほども何かで出ていると思いますけれども、表のつくり方のせいで民間と公共の単位が違っておりますので、毎年の公共工事、官庁工事の4月の落ち込みが極端で、民間のほうは比較的平らに描いてありますけれども、実は全然違います。私は中小企業庁の審議会にも出させていただいておりますので、中小企業庁が各省庁・県・政令市などに発注する官工事の発注方針にも、中小企業は何%という官工事の発注方針の中にも2年前から施工時期の平準化を図るということを書き加えさせていただいておりますけれども、こうした官庁自身が発注する工事だけでなく、各官庁が交付する補助金が年度内であるということにより、工事でも3月末の工事が多くなっています。その理由の一つに、例えば、最先端の機械をおさめる工場の建設、そういったものに経産省であるとか中小企業庁からの補助金も入っていて、3月末に完成、3月末に補助金を執行するという仕組みになっています。文部科学省、厚生労働省からの補助金で建てられる、例えば幼稚園と保育園を合わせた、こども園などの建設も進んでいますが、これらについても補助金が3月末に出ます。厚生労働省からの補助金で建てられる老人介護施設の工期も、3月末ということになっています。こうした補助金制度の仕組みにメスを入れない限り、工事の平準化は進みません。つまりは、生産性向上、働き方改革、中小企業はそうしたものに常に面しているわけですから、なかなか取組は難しいということでもあります。困難ではありましようけれども、官民の補助金制度の改革に粘り強く取り組んでいただくよ

う、お願いします。

以上です。

【石原会長】 工事の平準化、これはかねてから指摘されていることですが、島田市の取組について、染谷市長さん。

【染谷委員】 今、小野委員から、平準化ということで問題提起をいただきました。実際に、私どものところでは、既に平準化をしております。これは、繰越明許という方法を使って予算を4月以降に繰り越しますよということを議会に諮れば、各市町の裁量で、事業を3月に終了せずに、4月、5月と振り分けて、4月に交付金決定があった後に工事が始まりますと、大体6月ぐらいからになってしまいます。忙しい時期と比較的あいている時期とかがないように、そういった工事発注の平準化ということについては、各市町も今努力をしてきていて、もちろん制度改革は必要でしょうけれども、実際には既に行われているというふうに思っていたきたいと思います。

【石原会長】 現状認識はいろいろあろうかと存じますけれども、島田市の取組をぜひ広めていただければと。

それでは、青木委員、どうぞ。

【青木委員】 軀体の青木でございます。専門工事業という立場で働き方改革という話をしたいと思うのですが、我々の場合は、先ほどからずっと出ているのですが、働き手をどう集めるかというのが我々の最大の役割と言われているのですが、実際に若い方は集まらない。それはなぜかといいますと、アンケートを毎年とってもこれは変わらないのですが、1位が賃金、2位が労働時間、3位が休日。休日というのは、土日の休日ですね。この三つで90%以上になっちゃうんですよ。あとは、社会保険とか、そんなのはずっと下がっちゃうのですね。これは基本的に、例えば高校生であれば、親のほうの認識も同じであるということなので、我々、求人をする場合に、進路指導の先生までそういうことが行き届いていないというのが現状なんですね。それはイコール建設業になかなかご紹介されないということがありまして、いかに進路指導の先生に食いついても、なかなか現状は改善されない。

ご存じのように、高校生は3年で離職率50%を超えています。それは、我々が先生にミスマッチと言っても、先生たちの役割は企業に紹介するのが役割ですから、その後は追跡調査をしているわけじゃないので、どの先生に聞いても、誰が何人やめたかなんていうことは全然、追跡調査をしてないのですね。そういうことも含めて社会の制度もことごと

く建設業に対して関心がないということがあって我々は苦勞しているのですけれども、我々の責任もあります。出前講座であるとか、見学会とか、いろんなことをやっているのですけれども、全国47都道府県、民間の工事、公共工事も含めて、場所によってはまるっきり作業所がないところがあるんですよ。そういうところで、先生たちが現場の技能労働者を見る機会もないと。東京なら、いっぱい歩いていますね。そういう機会で、どうやって先生たちは理解できるのか。何をやったら理解できるのかということ踏まえて、基本的なところが理解されてないというのは非常に残念なんですけれども、それは我々の努力が足りないということで引き続きやっているのですが、このままでいくと、将来、技能労働者はいなくなるんじゃないかなと。特に東京ですね。首都東京は今、オリンピックで沸いていますけれども、10年前前から言っているのですが、必ず東京は技能労働者の過疎地帯になると。それはなぜかといったら、東京というのは、皆さんご存じのように、生活費がかかるんですよ。駐車場代にしても、何にしても、生活していくのは大変なんです。地方との賃金格差というのはなくなってきましたので、だったらもっと生活できるところでという話になって、東京なんかで職人をやる人がいなくなる。こういうことを我々は認識しないと、東京はほんとうにいなくなるという現状がありますので。賃金とか、そういう格好いい話じゃないんですよ。いなくなっているんですよ、10年前から確実に。これは少子化だけの話じゃないんです。東京は生活しにくいということなんです。そういうことを踏まえて頑張っていこうと思うのですけれども、我々にできることは限られていますので、できるだけ、できることはやって、できないことはできないので、何とか歯どめしたいと思うのですけれども、なかなか難しい面もあるというふうに思います。

以上です。

【石原会長】 まだまだ、皆様、いろいろご意見あろうかと存じますが、次の議題も絡んでおりますので、そこでまた、プラスアルファのご意見をいろいろ伺いたいと思います。

中建審と社整審の共管といいますか、基本問題小委員会ってあるわけですけど、そちらでの中間とりまとめというのができ上がっておりますので、これについて、ただいまの皆さんのご意見を踏まえてアドリブも含めて、ご報告をお願いしたいと思います。

【平林建設業政策企画官】 それでは、表紙に「中建審・社整審基本問題小委員会中間とりまとめについて」と書かれている、資料2のほうをごらんいただければと思います。

1枚おめくりいただきまして、そもそも基本問題小委員会とは何ぞやということですが、さらに1ページおめくりいただきますと、昨年の中建審の場でご紹介をさせて

いただきました、「建設産業政策2017+10」が入っております。こちらにつきましては、「+10」という言葉がまさに示しますとおり、今後10年ぐらいを見据えて、建設産業はどういうことをやっていかなければいけないのかというのを委員の皆様方にご審議をいただきましたものをまとめさせていただいて、去年の中建審の場でご披露させていただいたところでございますけれども、今回、小委員会のほうでは、こちらでいろいろ提言されました政策のうち、許可制度の見直しといったような制度的な対応が必要な事項について具体化を図るべく、今年の2月から、先生方、委員の皆様方にお集まりいただきましてご議論をいただきまして、6月22日に中間とりまとめを取りまとめたという状況でございます。

その内容を3ページ目に1枚紙としてお示しさせていただいているところでございます。主なエッセンスとしましては4つございまして、近年の働き方改革も踏まえまして、長時間労働の是正、処遇の改善、生産性の向上、地域建設業の持続性確保という、4本柱になっているところでございます。主な内容につきましては次のページ以降でご紹介をさせていただいておりますので、4ページ目をお開きください。

4ページ目は、まず、長時間労働の是正でございます。先ほど既に左側の図はご説明を申し上げましたけれども、適正な工期設定の推進ということでございますが、適正な工期といいましても、何が適正なのかというのはおそらく、発注者、受注者、それぞれの工事によっても、考え方というのはばらばらなところがあるかと思えます。とはいえ、ばらばらのままですとなかなか話し合いも進まないということでございますので、今回、小委員会のほうでは今後の対応の方向性というものをお示しいただいたところでございますけれども、例えば、そういったようなばらばらな状態のままではなくて、この中建審の場において工期に関する基準を作成いただいて、その実施を勧告するといったようなことができれば、工期についての考え方が明確化されて、受発注者双方による適正な工期設定の取組が促進できるのではないかと考えているところでございます。

②でございますけれども、先ほども少し申し上げましたが、価格のダンピングというものは従来ままあったところでございますけれども、同じように、工期についても、例えば、普通1週間かかるようなものを1日でやるというようなときに、何か革新的な技術なりがあって、根拠があるのであれば、それは歓迎すべきことなのかもしれませんが、特にそういうのがなくて1日でやるということになりますと、最終的には現場で働いている方々にそのしわ寄せが行きかねないというところもございます。そういったようなことをさせな

いために、工事の準備期間ですとか、着手の時期、完成の時期といった、どの工程にどれぐらいの時間がかかるのかといったような、工程の細目を明らかにする工期の見積りを行わせることをもって、工期のダンピングを禁止するといったようなことを進めていくべきではないかという方向性をいただいております。

それから、その裏返しになるようなところでございますけれども、③であります。注文者のほうが短い工期でということを使うと、なかなか受注者のほうで拒否できないというようなこともございますので、通常必要と認められる期間に照らして著しく短い工期による請負契約を締結してはならないということを注文者の方にお願ひしまして、ただ言うだけですと効果がなかなかというところもございますので、違反した場合の勧告制度を創設するといったことも検討していくということになっているところでございます。

それから、下半分のほうは、先ほど既に少しご議論をいただいたところでございますが、客観的なデータということになりますと、下の左側のところに折れ線グラフがございます。青が国、赤が都道府県、緑が市区町村、点線が民間ということで、直近、データがある5年ぐらいを示させていただいておりますけれども、全体的に申し上げますと、やはり先ほどご議論ございましたように年度末のほうにかなり山が高くなっているところでございまして、前半、4月から6月といったところはかなり谷ができてきているような状況でございます。あと、主体別に見ますと、青の国については比較的山が小さくなってきているところでございますけれども、先ほど島田市さんは既にお取り組みいただいているということでございますが、都道府県ですとか市町村、全体になりますと、まだまだ山が高くなっているところがございます。また、先ほどご指摘いただきましたが、民間につきましても、少し単位が違うところがございまして見づらいところがありまして恐縮でございますが、年間を通すと、後半、下半期の3月のほうに山があるといったような状況ではございますけれども、全体として2兆円と3兆円の間におさまってはおりますので、おそらく、都道府県、市町村ほどの山谷というのはないのかなあというふうに思っております。まずは隗より始めよということで、施工時期の平準化につきましては、今後の方向性といたしまして、公共工事の入札・契約において公共発注者が取り組むべき事項として明確化していく必要があるのではないかという点。あとは、これは法律的な話ではございませんが、平準化の取組がおくれている自治体さんに対しまして、具体的に平準化しろと言うのは簡単なのですが、ではどのようにやればいいのかというような実務面のところで、より実効性を持って取組を促すことができる制度というものをつくっていければというふうに考えてい

るところでございます。

次の5ページ目をごらんいただければと思いますが、こちらについては、処遇、給与の関係でございます。上のほうは、技能・経験にふさわしい処遇（給与）の実現ということで、こういう制度ができないかというのを検討していくものでございますけれども、一番下のほうに先ほど少しご説明を申し上げました建設キャリアアップシステムのイメージを書かせていただいているところでございます。こちらのシステムも使いながらということになるかと思っておりますけれども、工事の適正な施工の確保ですとか品質の向上の観点から必要と認められる場合、例えばということ言えば、現場作業において一定の技能が要求される工事ですとか、多くの現場の作業員の方のマネジメントが必要な工事などについて、注文者の方が請負人である建設企業に対して一定の技能レベルの方を指定して、専門工事企業の方がそれに見合った技能レベルの方を配置いただければ、注文者の方はそのレベルに見合った対価をお支払いいただくというような制度を検討していくということにしておりまして、こちらが実現すれば技能者の方個人の処遇改善にもつながり得るところとあわせて、そういった優れた職人さんを持っております専門工事企業の価格交渉力の強化にもつながるものというふうに期待しているところでございます。

あと、②でございますけれども、現場には、技術者の方、職人さん、いろいろいらっしゃるわけでございますが、私どもで管理しております施工体制台帳というものの上では、今、現場の職人さん、技能者というものは名簿の中に入っていないところでございます。こちらのほうは、現場で作業する技能者の方々についても、現場で働く方の姿を「見える化」して少しでも現場で働く技能者の方の誇りや処遇改善につなげられればということで、作業員名簿に追加をさせていただいたりとか、あとは、キャリアアップシステムとの関係で、今、建設業団体なり企業さんのほうには知識・技能の向上といった努力義務をお願いさせていただいたりしておりますけれども、現場の労働者の方個々人についても、知識・技能の向上に努めていただきたいという旨、努力義務をお願いしようという方向性でございます。

それから、次の6ページ、処遇改善、社会保険の関係でございます。先ほど資料1のほうでご説明を申し上げましたとおり、累次取組は進んできておりまして加入企業は増えているところではございますけれども、まだ100%には至っていないところでございます。もう一段の取組ということになってまいりますと、社会保険に未加入の企業について、今、建設業の許可・更新のときにいろいろ指導はさせていただいているところでござ

ございますけれども、最終的には許可を拒否する要件にはなっていないものですから、絶対入らないと言われたときには、経営事項審査の点数が悪くなる等々の悪影響はあれど許可自体はされるわけでございますが、今後については、建設業の許可・更新を認めないという方法で、そういう仕組みができないかということを検討していくことにしているところでございます。

それから、②のほうでございますけれども、下請代金につきましては必ずしも、特に下位の下請企業ほど法定福利費を100%受け取れていないという現状が左の下のグラフのほうでもごらんいただけますし、1割ぐらいは現金ではなくて手形で支払われているという現状がございまして、手形ですと引きかえるまでに120日なり90日なりといったような日数がかかってくるところがございまして、そういたしますと、現金化されるまで支払いを待ってくれとか、企業の方がほかの形で現金を調達しないといけないということになりまして、職人さんにすぐにお金が行き届かないというようなことにもなりかねないところでございますので、右側のほうにございまして、下請代金のうち、労務費相当分につきましては手形ではなくて現金払いが徹底されるように規範を強化していきたいというふうに考えているところでございます。

次の7ページ目でございますけれども、生産性向上の関係で、技術者制度の合理化というのでしょうか、そういうものも考えていこうということでございます。技術者についても、先ほどから技能者の話が出ておりますけれども、今後の人手不足というものが非常に懸念されるところでございます。右側にございまして、今、現状というところで下請契約をやっていきますと、それぞれの次数ごとに下請企業が自分のところの技能者の方を管理する主任技術者というものを置かなければいけないということになっておりますけれども、現状の下請契約について申し上げますと、必ずしも主任技術者の方にその企業の技能者の管理をしてほしいということをお願いするわけではなくて、実態上は技能者の頭数が足りないのかき集めてほしいといったような需要が多くて、実務上はその人が企業の中の技能者を管理するというような需要というのがあまりないような現実もございまして、そういった現実もございまして、右側に専門工事共同施工制度（仮称）と書いてございまして、イメージといたしましては、1次下請企業の主任技術者の方が2次下請企業の技能者の方を直接見られるということであれば、2次下請企業については主任技術者を置かなくてもいいんじゃないかという制度について検討をしていこうというふうに思っております。ただし、1次下請企業の主任技術者については従前よりも見る範囲が

広くなるということがございますので、例えば、主任技術者を専任で置いたりですとか、許可業者に限ったりですとか、あとは、2次以降、さらに下請の線が増えますと、もともと想定していたもの以上に線が増えて管理できなくなってしまうというようなことにもなりかねませんので、2次までで下請契約は終わりですと。その点線の範囲内以下の下請契約の締結は禁止するといったような、一定の制約は課する必要があるかというふうに思っておりますけれども、1次下請企業のほうで主任技術者が2次下請企業の技能者まで見られるのであれば、2次の下請企業において主任技術者は置かなくてもいいというような合理化もやっていこうというふうに思っているところでございます。JVについては言えば、代表企業のほうで主任技術者を置けば、その他の企業については置かなくてもいいというような、同じようなイメージでございます。

②でございますが、現場についても監理技術者というのを専任で置かないといけないということになっておりますけれども、今、技士という資格がございますが、現行では、学科試験と実地試験の二つに試験が分かれておりまして、両方受からないと技士という資格がもらえないという格好になっています。これを、学科試験に一部実地の要素もプラスいたしまして、1次試験と2次試験という形で試験を再編いたしまして、1次試験に受かった時点で技士補という資格を与えようということを考えているところでございます。こういたしますと、技士補ということで少し資格を取得するステップが刻まれて、早いうちから資格を取得できるという形になりますので、若手の技術者の方が早目に現場で活躍できたり、責任ある仕事ができたりということと、あわせまして、そういったような監理技術者を補佐する技士補がついていれば、現場の監理技術者についても兼務が可能ということで、限りある技術者の効率的な活用ということで制度を検討していこうというふうに考えているところでございます。

それから、次の8ページ目、地域建設業の持続性確保ということでございますけれども、①は、建設業許可をするに当たりまして、現在は経營業務管理責任者という人を置かないといけないということになっているところでございます。その要件といたしまして、経營業務の管理責任者として5年以上の経験年数を求めているところでございます。実は他産業では、こういった具体的な年数をもって経験年数を求めているというところは、例としては非常にないところでございまして、これがどういったところで問題になるかというところ、例えば他産業で非常に優れた経営能力を持っている方が建設業もやってみたいといったときに、建設業では5年の経験がないので経営することができないですとか、あとは、おじ

いちゃんなりお父さんが持っている会社を息子さんが継ごうといったときに、まだ息子さんは5年の経験がないので跡継ぎが確保できずに廃業してしまったというようなこともあり得るわけでございまして、若手の後継者に経営業務を円滑に引き継ぐことができるように、少なくとも、5年といった形式的な年数で縛るというよりは、経営事項審査といったような形で会社の経営能力については別途見る仕組みがかなり整っているところでございますので、5年という年数ではなくて、会社全体の経営能力がちゃんとあるかどうかというところを見るということで、制度の見直しを考えていこうというふうに思っているところでございます。ただ、発注者の方々からしますと、どんな人が経営をしているのかというところは非常に関心があるかと思っておりますので、建設企業の経営を誰がやっているのかという情報についてはしっかり把握できるような体制にしていきたいと思いますというふうに考えているところでございます。

それから、②でございまして、事業承継に当たりまして、他産業では合併等をした場合に自動的に権利義務が承継されるというような制度があるわけでございますが、建設業については、現状については、そういったような制度は設けられていないところでございます。下の例で言いますと、AとBが合併してBが存続会社ということになるわけですが、合併をした後、今の制度でいきますと、吸収されましたAの許可については改めて存続するBの会社を取り直すというようなことを必要とされているところでございます。これで許可に当たって1～4カ月程度空白期間が生じているというところもございまして、建設業につきましても実務的な部分である程度前倒しできるようなところはあろうかと思っておりますけれども、法的な関係を明確にするといった観点では、他産業と同じような自動的に権利義務が承継できるような制度というものも、建設業についても設けていくべきではないかということで、検討をしていくことにしているところでございます。

以上、概要については申し上げたところでございまして、3ページ目にお戻りいただきますと、今申し上げた以外の話としては、3番の(2)の仕事の効率化や手戻りの防止というところで、受発注者双方が施工上のリスクに関する事前の情報共有をしっかりとやましようといったところですか、あとは、最近、建設工事につきましても、工場で、部品といいますか、物は生産して、現場では組み立てるだけといったようなことが非常に増えてきておりますが、それを現場で組み立てたときに、最終的に建設生産物に不具合が生じたときに、もちろん建設会社に対しては何らかの指導等ということが必要になってこよう

かと思えますけれども、ただ、建設企業は大丈夫だと思っていたものを組み立てただけということであれば、もともとの不具合の原因である工場のほうにも再発防止なりを求めるためには何かしないといけないのではないかということで、勧告等の仕組みというものができないかということを検討する必要があるのではないかということでございます。あとは、(4)のところ、重層下請構造の改善に向けた、先ほどの共同施工制度といったような取組を進めていくこと。それから、4ポツの地域建設業の持続性確保というところで、(1)でございますけれども、先ほども少しお話がございましたが、災害時なりインフラ老朽化に的確に対応できるような入札制度の構築ということで、今般の豪雨に伴いましても随意契約等の適切な活用ですとかといったことはさせていただいているところでございますけれども、災害発生時における公共発注者の責務の明確化といったようなことも何かしていく必要があるのではないかとといったような、さまざまな具体的な方向性をお示しいただいたところでございますので、これから、国土交通省を中心といたしまして役所のほうで検討をしていって、建設業法等の改正も視野に、早急に取組ができればというふうに考えているところでございます。

資料2につきましては、ご説明は以上でございます。

【石原会長】 ありがとうございます。これは中間とりまとめということですが、最終的にはどのぐらいのタイムスケジュールを？ まだですね。

【高橋建設業課長】 建設業課長でございます。中間とりまとめで早急に講じるべきというふうにご提言をいただいておりますので、私どもとして、今申し上げましたように法改正なんかも視野に入れて、喫緊の課題ばかりですので、なるべく早く取り組んでまいりたいというふうに考えております。

【石原会長】 ありがとうございます。

それでは、ただいまのご報告につきまして、何かご意見、先ほど言い残したという点でもよろしゅうございますけれども、いかがでございましょうか。

どうぞ。

【櫻井委員】 学習院の櫻井でございます。今日、久しぶりにこの審議会に出まして、相変わらずエネルギーのある審議会だなというふうに思って話を伺っておりましたが、建設業法自体は昭和24年にできた法律で、前回、去年でしたか、この議論に参加させていただいて、建設業法自体は非常にざっくりとした法律で、そこに大きな特徴があると思うのですが、ただ、長い歴史があるためにいろんな問題を認識してはいて、それが一定、法

文にもそれなりに反映されているというところも、なかなかおもしろいんですね。結局、何が問題かというところ、きめの細かさとか、施行体制をどうするのかとか、その辺のところは詰めるところがたくさんあるというところ、そういう点が建設業法の大きな課題だろうというふうに思っております。

今日の間とりまとめは、そういう意味では、きめ細かくあるべき、たくさんある論点の中のうち、できるところを少しずつつぶしているということと理解されまして、順調な発展形態ではないかという印象ではあります。ただ、少し細かく申し上げると、例えば、資料2の4ページ目に適正な工期設定に関する考え方の明確化という話がありますが、工期ダンプの禁止も結構なのですが、法律とか基準のつくり方としてみると、工期に関する基準をつくって、それを勧告する。これを審議会がやるというのは、そのぐらいだったらまだいいかもしれませんが、①と③の関係ですね。著しく短い工期だったら禁止をして、違反した場合の勧告制度を創設すると言っているのですが、この①と③の関係があまりはっきりしていないのと、それから、著しく短い工期というのは非常に不明確な概念なので、今後は、もっと現代的な基準のつくり方をしたほうがよいように思われます。この議論は非常に堅実で優等生的ですが、もうちょっと現代的な、新し目の、少し先取りした形で明確に基準を示したほうがいいと思いますので、この①と③の関係を明確にする、また、禁止を打ち出すのであれば本当に禁止することが大切であり、どこからアウトなのかということが明確に読み取れるようにしないとイケない。

それから、違反した場合に勧告と言うのですが、この中間まとめでは何か勧告が多用されています。勧告は悪くはないのですが、基本的には、公共事業や大企業ならそれでいいのですが、そうじゃないところがたくさんありますので、そうすると勧告には有効性に限りがあります。したがって、ツールとしては、勧告だけではなくて、別のツールも持っておいたほうがいいですね。この場合、罰則に一足飛びに行かないということが大事で、そこが知恵の絞りどころなんです。罰則に行きますと、ご存じのように執行体制が変わってしまいますので、一般行政でできるような、そういうある種のサンクションの仕組みと、いうのをよく考えていただくことが課題となります。

それから、審議会が勧告するというのは少々大所帯に過ぎるので、もっとフットワーク軽く動けるように執行体制をあわせて検討しておかないと、言っているだけで、どのぐらい勧告の実例が出てくるのかということも問題になりそうです。これは、報告書のほうをざっと斜め読みすると、別に勧告をたくさんやりたいわけではないということが書いてあ

って、そういう仕組みを導入することによって予防するとあるのですが、趣旨はわかりませんが、本気でやるぞというのを見せなかったら予防になりません。最初からこれでは勧告は出ないと読めますので、それでは意味がないので、そののところをもっとぴりっとつくっていただくとよろしいんじゃないかというふうに思いました。

それからもう一つは、7ページ目のところに技術者制度関係というのが出ておまして、これは専門工事共同施工制度というふうに仮称でつくっておられて、これなんかはなかなか画期的と思われる。なぜかという、法律学者としては、民法の請負という概念自体に大きな問題があって、実際上行われている工事の契約は、もはや民法が想定していた、我妻先生時代の請負概念と全く違うのが現実なんですね。ところが、それがなかなか共有されていないところがあって、多分、国交省はそこはわかっているのだと思いますが、あえてそこに触れておられないので、それを前提として議論が立てられているのですが、そこをうまく、こういうジョイントベンチャーの仕組みとしては、共同という形で別の下請の企業に対して一定の関与ができるという仕組みを導入しているという意味では、こういうやり方はクレバーだと思うし、それから、こういう形で進んでいくのもひとつの法の進歩かなというふうに見えますので、ここは大変よろしいのではないかなと思いました。

あと、もう一、二点申し上げたいのですが、この報告書のほうもそうだし、それから、さっきの働き方改革でもそうなのですが、16ページで民間発注工事の話というのがついでに出てくるのです。約款の話もこれから議題に上がるのだと思いますが、これも、民・民の関係のところ、監督官庁としてどういうふうに入っていくのかという、これがまさに新しい現代型の課題なので、そこを、ついでじゃなくて、主題にした議論の舞台というのでしょうか、そういう検討はぜひ、そこを主役にやっていただくということが今後の課題であると思っております。契約自由は結構ですし、あと、請負が対等とか、そういうワードが随所に出てまいります、そこはそれとして、しかし現実にはそうじゃないというところがあって、監督官庁として建設業について、良質な建設物あるいは建築物を供給するために、どういうふうに行政が干渉していくのかというところに主題を置いて検討していくというところが、ちょっと打ち出しがこの中間とりまとめは弱いかなあという感じがしておりますので、民法改正の対応の中でも対応していただきたいと思っております。ほんとうは、約款のところ、反映するのが一番ダイレクトなのですが、それもたしか勧告ですね。なので、そこを含めて、もう少し視野を大きく、かつ新しい価値観で対応していただくとよろしいと思っております。

以上です。長くなりました。

【石原会長】 ありがとうございます。約款改正についてはこの次に論議することになろうかと思えますけれども、ぴりっと、クレバーで、近代的で、視野広くというご指摘でございますので、ぜひ、それに沿って審議を進めたいと思いますが、ただいまの櫻井先生のお話に、何かございますか？

どうぞ。

【高橋建設業課長】 ただいま、櫻井委員からご指摘いただきまして、ありがとうございます。私ども、工期に関する基準は、もちろん業種によっても発注の特性がございますし、市場環境とかの違いとかもいろいろあるかと思えますので、そうしたことを反映した基準をつくって、なおかつ、これは著しく短いというところはどういうふうに法律上書いていけるのか。「通常、必要と認められる期間に照らして」というようなことでも、多分、曖昧じゃないかというようなご指摘もあろうかと思えますので、しっかりとご指摘を踏まえて検討をしていきたいというふうに思っております。

また、今、会長からもお話がございましたけれども、民間発注工事の問題は、この後の審議事項として、専門的な検討をしていけるような場を設置させていただければというふうに思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

【石原会長】 ほかにございますでしょうか。どうぞ、宮本さん。

【宮本委員】 日本建設業連合会副会長の宮本でございます。今の工期設定については私ども総合建設業にかなりの責任があると思っております。環境が厳しくなるとどうしても、コストのダンピング。お金の値引きが極限まで来ると、その後、工期を短くしようという提案をして、その結果、みずからの首を絞め、さらにそのしわ寄せが協力会社のほうへ行くという、大変悪循環のことをやってきたというのが現実でございます。今、そここのところを何とかもう一回戻そうということで、もちろん金額のダンピングもさることながら、工期ダンピングもしないという宣言を日本建設業連合会では先日したところがございます。そういう意味で、私どもも一生懸命やっていくつもりではございますけれども、先ほど来お話が出ているように、何をもって適正の工期とするかというのはなかなか難しく、過去も、ヒアリングを受けると、あの会社ができると言ったから適正なんだということになってきたのが現実でございます。そここのところを第三者的に、何が適正なのか、どの工期なら大丈夫なのか、これは全然無理だな、というような判断をいただくような場がどこかで設定されるようなことがあればいいかなと思っております。私どもは、

実は建築工事の適正工期を算定する「適正工期算定プログラム」をつくりまして、それで標準工期が算定できるような仕組みにして、いろいろ、設計事務所をはじめ、ご利用いただいたりしているところです。そういった、工期をうまく算定するようなもの、誰もが納得できるような工期算定ができるようなものができればいいなと思っておりますので、これについてもご指導いただければと思っております。

【石原会長】 どうぞ。

【勝野委員】 全建総連の勝野と言います。先ほどの働き方改革の問題も含めて、幾つか発言をさせていただきたいというふうに思っております。

今回の中間とりまとめも含めて、全体として担い手の確保・育成に向けて、さまざまな点で取組が進められていると。そういうことについてはこのとりまとめの中でも具体的にあらわれているというふうに、私どもも考えております。

今回、適正工期ガイドラインの改訂が行われておりますけれども、3ポツの時間外労働の上限規制の適用に向けた取組の中で、昨年のガイドラインの設定の際も、週休2日の確保に際して、「日給制の技能労働者等の処遇水準の確保に十分留意し」と、こういうような一文を入れていただいておりますが、今回の改訂の中で、「労務費等の見直し効果が確実に行き渡るよう」と、こういうような文言が追加をされております。この点については、確実にこういうことが実効性あるものとして進めていただくようお願いをしたいと思いますし、この中で言われているのは特に、長時間労働の是正と申しましょうか、週休2日制が進んでいく中で、稼働日や稼働時間の減少が現場の労働者・職人の減収としてしわ寄せされないような、実効性ある策を進めていただきたいというのが一つでございます。

二つ目は、安全対策の問題であります。先般、7月末に発生をしました、多摩市の建設現場での大規模火災の労災事故がございました。この事故の中では、大変残念なことでございますけれども、私どもの組合員が3人亡くなっておりますし、元組合員も1人亡くなっております。加えて、負傷者の中にも組合員の方が多数いたと、こういうことが報告をされているところでありますので、現場管理なり安全管理に問題があったのかどうか、しっかりと原因究明を徹底していただきたいと思っておりますし、こうしたことが二度とないように、国交省としても指導をお願いしたいというふうに考えております。その際、新聞報道等々の中で、死亡者の身元が数日にわたってわからなかったというような報道がされておりました。現場で従事している労働者なり一人親方を含めた従事者の正確な就労の把握ということも、重要な課題ではないのかなというふう思っております。そうした点で、今、

国交省のほうで音頭をとって進めていただいておりますキャリアアップシステムの取組というのは非常に重要なものだというふうに思っておりますので、これを、単に民間のシステムだからということだけでなく、公的な位置づけをしっかりといただき、その安定運営のために、国交省としてもといいますか、政府としても必要な支援を行っていただきたいというふうに、要望をさせていただきたいと思います。

以上です。

【石原会長】 ありがとうございました。

ほかにいかがでございましょうか。どうぞ、幸さん。

【幸委員】 働き方改革について、一言発言させていただきたいと思います。

我々、関西の地で都市高速道路の建設・管理をやっている会社であります。発注者の立場でもあります。今年度の我が社及び我がグループのスローガンとして、「働き方を変えて新たな挑戦へ」というのを掲げております。その心は、さまざまに働く仕事のやり方を見直して、生産性を上げ、品質を向上させると、こういうことを目指す取組でありまして、今までの仕事の中で必要ないものは捨てる、あるいはIT化することによって合理化する等々の取組をやっていくのですけれども、その取組の中で非常に重要な部分というのは、受発注者の接点のところですね。インターフェース的な部分をどう改革していくか、改善していくかというところは、非常に大事ななと思っております。それぞれの社内で取組と、双方での取組、これがきちっと連携した取組になるように進めていく必要がある。及び、ともすれば、過去のいろんな改善について振り返ってみますと、管理レベルの職場あるいは社員にとって、相当、労働負荷が軽減されたにもかかわらず、現場の第一線に負荷がかかったまま、あるいは以前より負荷がかかるということも、過去にありました。現場の最前線の意見・状況をしっかりと踏まえて、改革に反映させることが非常に大事ななというふうに思っております。

もう1点は、「建設産業政策2017+10」、このA3の紙の中で、良質な建設サービスの提供を実現する政策として、安心して発注できる環境の整備の中に、発注体制を補完するためのCM方式の制度化というのがございます。後ほど出てくるのかもしれませんが、ぜひこれは進める必要があるのではないかというふうに思っております。発注から施工管理に至ります、そういうことに従事できる社員あるいは職員が存在しないという組織がどうもあるようでして、我々の例でいきますと、準民間の病院の改築、これは土木工事も建築工事も含めての改築工事があります。その請負金額の妥当性がみずからチェッ

クできない、あるいは施工の管理について、その妥当性がチェックできないというふうな相談がありました。私ども、道路をつくるに当たって、土木工事、建築工事、機械工事、あるいは電気設備工事、これの積算、施工管理、品質管理、工程管理、予算管理、こういうことをやってきております。その実績を踏まえまして、いわゆるCM的な仕事をやらせていただいています。発注者、受注者、双方にとって非常に、お互いが信頼できる、いい仕事ができたといいふうな結果につながったと思います。こういう体制を、CMを引き受ける資質・資格をきちっと認定した上で進めていく必要があると思いますけれども、ぜひ積極的に進めていくべきだというふうに思います。

【石原会長】 ありがとうございます。いろいろなご指摘について、ぜひそれを生かしていきたいと存じます。

それでは、ほかにいかがでございましょうか。

大分時間も迫っておりますので、次に移りたいと存じます。議事の三つ目でございますが、約款改正ワーキンググループの設置についてということで、事務局のほうから、よろしくどうぞ。

【平林建設業政策企画官】 では、資料3-1、「約款改正ワーキンググループ（仮称）の設置について」という横紙のほうをまずごらんいただければと思います。

1ページおめくりいただきまして、標準請負契約約款の概要ということが書いてございますけれども、中建審におきましては、そこに建設業法が書いてございますが、中建審のほうで建設工事の標準請負契約約款というものを作成いただきまして、その実施を勧告するというところにさせていただいているところでございます。今回お諮りする事項は、昨年の国会、平成29年に民法の改正がございましたけれども、その内容を踏まえて約款を改正するに当たって、中建審のもとにワーキンググループを設置して検討していくということについて、お諮りをさせていただきたいというものでございます。約款につきましては、下に書いてございますとおり、公共工事の約款、民間の大きな工事の甲、住宅といった小さな工事の乙、下請契約という形の4種類があるということでございます。

次の2ページ目に、昨年の国会で成立いたしました改正民法、特に債権関係の主な改正事項を列記させていただいているところでございます。同じ資料の5ページ目以降のところ、今回、法改正に当たりまして法務省さんが作成されました、主な改正事項の幾つかの関係する資料をつけさせていただいておりますが、本日につきましては、中身の事項については、時間の関係と、審議する内容ではございませんので、ご参考として、説明につ

いては割愛をさせていただきたいというふうに思いますけれども、2ページ目にございますとおり、例えばということでございますと、消滅時効は「知ったときから5年」ということで、それぞれ業種ごとに時効の違うものがあったりしたことがあったわけでございますけれども、統一をされたりとか、あと、これまで瑕疵と言っていたものが契約不適合という形になりまして、契約に適合しない事を知ってから1年以内に通知をするといったような形の、等々といった改正がなされたところでございます。

それらの改正のうち、約款との関係が出てくるところにつきましては、3ページ目以降に少し書かせていただいております。一つ目としては、まず、契約不適合、瑕疵という言葉が契約不適合になったというものでございしますが、これまで担保責任期間につきまして、建物については例外的な取り扱いがあったのですけれども、それがなくなったことを措置するというございますし、一方で、担保責任期間について、基本的には「権利を行使することができる時から10年」ということがあるわけでございますけれども、どのように取り扱いをしていくべきかということについて、少し検討が必要かというふうに思っているところでございます。

それから、4ページ目でございますけれども、契約解除の関係でございしますが、従前、建物・土地については契約解除が基本的にはできないということになっておりましたけれども、今回の改正によりまして、基本的には催告によって解除はできると、ただし、債務不履行が軽微である場合にはできないということになっておりまして、改正民法の内容を踏まえた約款の整備をするとともに、逆に言うと、軽微である場合には解除できないということになりますので、軽微というのはどういう場合なのかということをし少し明らかにしていく必要があるのではないかというふうに考えているところでございます。

それから、譲渡制限特約ということで、今は債権譲渡については譲渡制限特約がついておりますけれども、民法上は、当事者間で特約を付していても、債務者の承諾を得ずに行われた債権譲渡は有効という形で明記をされたところでございます。こちらについて、この民法の改正を踏まえて、特に資金調達といった観点で特約条項自体をどうするのかといった点ですとか、あと、仮に特約条項を維持するというふうにしたときに、当事者間では債権譲渡は有効なものですから、債権譲渡をしたときに、特約に違反しているからといって契約解除までするのかどうかといったようなところについて、少し検討が必要なのかなあというふうに考えているところでございます。

以上、その他さまざまな論点があろうかと思っておりますけれども、横紙の下に、資料

3-2ということで、縦の1枚紙が入っておりますので、そちらのほうをごらんいただけますでしょうか。

こちらは、今回お諮りをさせていただきたいと思っております、「中央建設業審議会建設工事標準請負契約約款改正ワーキンググループ(仮称)の設置等について」ということで、案でございます、今申し上げましたとおり、民法改正が平成32年4月1日から施行される形になりますけれども、中建審のほうで作成・勧告いただいております約款につきましても、この民法の内容を踏まえて改正の中身を検討する必要があるというふうに思っております。単純に民法の中身をそのまま引き写すということであれば、私ども事務局のほうで作業いたしまして、最終的に中建審にお諮りして作成いただければいいのかというふうに思っておりますけれども、先ほど一端をご紹介させていただきましたとおり、どちらのほうを採用するかといったような、少し価値判断が入るような事項というものもございますので、下にありますとおり、学識経験者の方々、それから、発注者、受注者、双方の代表者の方にもご参加をいただきまして、改正民法の内容を踏まえた約款の見直し、その他、現状を踏まえた改正事項があれば、それも加えて、少し関係者の間で議論をいただくから、ある程度まとまった成果物を最終的に中建審のほうにお諮りをして作成いただきたいというふうに考えておりまして、そのためにワーキンググループを設置して検討をしまいたいというふうに考えてございます。

具体的なメンバーにつきましては、追って石原会長のほうにご相談をさせていただきたいというふうに思っておりますけれども、大まかなスケジュール感といたしましては、先ほども申し上げましたとおり、平成32年4月1日が改正民法の施行日でございます。少なくとも3カ月、できれば6カ月ぐらいの周知期間を設けて、最終的には中建審にお諮りをしたいというふうに考えておりますところ、平成31年内をめどに、こちらのワーキンググループのほうで精力的にご検討をいただきまして取りまとめを行いまして、その成果物を中建審のほうにかけさせていただきます、作成をいただければというふうに考えているところでございます。こちらの設置につきまして、ご審議をいただければ幸いです。

説明は、以上でございます。

【石原会長】 いかがでございましょうか。

31年というのは、年度じゃなくて、31年ということですか。

【平林建設業政策企画官】 はい。年でございますので、12月末ということでございます。

ます。

【石原会長】 12月末ですね。

どうぞ。

【岸上委員】 会計士をしております、岸上でございます。ご説明、ありがとうございます。当然のことながら、このワーキンググループの設置、また、次の民間工事契約についてもワーキンググループを設置するという点については、賛成いたします。

私のほうからは、一つ、ご配慮いただければということをお願いしたいと思っております。実は、会計基準の世界でも、大きな変更が予定されております。それは何かといいますと、包括的な収益認識基準が適用される予定となっておりまして、強制適用が2021年4月1日以降と。上場会社は2年連期で開示しますので、その前の年も原則としては新しい基準でやるということになってございます。細かい点は申し述べませんが、基本となる原則は、約束した財またはサービスの顧客への移転を、それと交換に企業が権利を得ると見込む対価の額で描写するように収益の認識を行うと。結構抽象的なものでございます。具体的なステップとしては、当然のことながら契約の識別から始まりまして、ただ、それだけでは終わらず、その契約の中に履行義務が幾つか含まれているのではないかと、あとは、契約が違っていても同じ履行義務、例えば同じ相手先に、一つは赤字契約、もう一つは黒字契約だった場合に、ほんとうにその契約どおりに収益認識しているのかとか、そういうようなことの検討を経て、取引価格をそれぞれの履行義務に配分して収益を認識していくと。そういうような考え方になってございます。

私が申し上げたいのは、今回のワーキンググループは、直接的には民法の改正に伴って、その変更点を盛り込むものだというふうに理解はしているのですが、こういう新しい収益認識基準の実務的な適用という観点から何かそごが生じたり、あるいは影響があるのか、ないのか、そういった点も少し論点としてご配慮いただければということで、これはお願いになります。よろしく願いいたします。

【石原会長】 どうぞ。

【平林建設業政策企画官】 ご指摘、ありがとうございます。資料3-2のほうで「現状を踏まえた約款改正事項の検討」という形で書かせていただいておりますけれども、ご指摘いただきました論点についても検討をさせていただきまして、もし改正する必要がある場合は、ご助言等賜ればと思いますので、よろしく願いいたします。

【石原会長】 ぜひ、よろしく願いいたします。

ほかにかがでございましょうか。どうぞ。

【中田委員】 私、民法を専攻しておりますので、一言申し上げます。今回の民法の改正は、基本的な考え方が変わったわけではないのですけれども、判例の明文化など、現代化されておまして、個別の規定とか、表現の変化もございます。この改正に対応するように標準請負契約約款を見直すということは、まことに時宜を得たことだと思います。その方法も適切だと思います。

二つほどお願いですが、一つは、資料3-2にもありますように、それから、先ほどのご説明にもありましたように、改正民法の施行時期が再来年の4月1日でございます。来年中、12月までに取りまとめるというお話でございますけれども、中建審での審議も必要とするということもございますので、周知期間も考えまして、余裕を持ってお進めいただければと思います。

それからもう一つは、今回の民法改正の中に定型約款に関する規定が新設されておまして、当然、それをご検討いただくとお思いますけれども、それとの関係についても押さえておいていただければと思います。

ご検討の成果を期待しております。

【石原会長】 いかがですか。

【平林建設業政策企画官】 ご指摘、そのとおりだと思いますので、ワーキンググループの中でしっかり検討をしてみたいと存じます。ありがとうございます。

【石原会長】 ほかにございますでしょうか。

いずれにいたしましても、ワーキンググループで検討の際に、また皆様から、何かございましたら、ご指摘いただければと思います。

それでは、ほかに発言がないようでございましたら、ただいまいただきましたご意見等を尊重いたしまして、ワーキンググループのほうで検討していただきたいと存じます。メンバーにつきましては、先ほど事務局からお話ございましたように、私どものほうで事務局と相談いたしましてお願いに上がるかと存じますが、よろしくお話し申し上げたいと思います。ありがとうございました。

それでは、引き続きまして、同じようにワーキンググループの設置ということでございしますが、民間工事の契約等に関するワーキンググループの設置につきまして、事務局よりお話し申し上げます。

【平林建設業政策企画官】 続きまして、資料4、「民間工事の契約等に関するワーキン

「ググループ（仮称）の設置について」について、ご説明を申し上げます。

似たような話でございますけれども、こちらもワーキンググループをつくって検討してまいりたいということについて、お諮りをさせていただくものでございます。

内容といたしましては、1ページ目をごらんいただければと思いますけれども、先ほど資料2のほうでご紹介をさせていただきました、中建審・社整審の基本問題小委員会中間とりまとめの中で、今後さらに検討すべき事項ということで、少し宿題になっている事項がございます。今回の基本問題小委員会のほうでは、働き方改革を推進するといった観点で受発注者双方の請負契約の適正化ということについてご審議を賜ったところでございますけれども、時間がなくて十分議論ができなかった事項として、ポツが四つぐらいございますが、先ほど少し委員のほうからもお話をいただきましたけれども、技術職員の不足する小規模な民間発注者に対してどういうふうにサポートを強化していけるかですとか、発注工事の性格なり地域の実情等に応じてどういうふうに事業者選定を円滑化していけるのかですとか、あと、民間発注工事におけるコンプライアンス確保とか施工体制適正化といった視点でどういったことができるのかといったことについて、契約自由の原則を前提にしつつということではございますけれども、建設業法のリーチでございます民間発注工事における円滑な工事発注ですとか適正施工ということに資する観点でどういったことができるのかということを少し検討してまいりたいというふうに考えているところでございます。

イメージといたしましては、次の2ページ目をごらんいただければと思いますけれども、今、右側の公共工事については、発注の準備段階から、事業者選定、契約締結、施工の段階といった段階につきまして、それぞれ種々のルールがあるわけでございます。左側の民間発注工事につきましては、契約の締結と施工の段階につきましては建設業法等々で一定のルールがあるわけでございますけれども、上のほうの発注準備段階、事業者の選定段階については、契約自由ということで現状は各発注者の個別判断で対応はされているというところでございます。こちらにつきまして、先ほど申し上げましたとおり、円滑な工事発注ですとか適正施工といった観点でどういったことが国としてできるのかということを少し検討してまいりたいというところでございます。

3ページ目は単に、民間工事というのは、特に法令上は定義がございませんで、公共工事ではないものというふうにお考えいただければというものでございます。

4ページ目は、このワーキングの概要ということでございますけれども、先ほど申し上げましたような、中間とりまとめで宿題となっております事項について検討をしてまい

りたいというふうに考えているところでございます。

先ほどの約款のワーキンググループと少し異なりますのは、次の5ページ目をちょっとごらんいただければと思いますが、約款のワーキンググループにつきましては、中建審のほうで約款の作成について専管でやっていただいておりますので、中建審のもとに約款の改正のワーキンググループをつくらせていただくということでございますけれども、今ご説明申し上げております民間工事の契約等に関するワーキンググループにつきましては、基本問題小委員会で宿題として積み残しになったものを引き続き検討させていただきたいということもございますし、そもそも基本問題小委員会自体がそういうたてつけになっておりますが、中建審とともに社会資本整備審議会のほうでも建設業の改善に関する重要事項の調査審議をいただくということになっておりますので、今回、民間工事の契約等に関するワーキンググループにつきましては、基本問題小委員会のもとに置いて検討をしてみたいというふうに考えてございます。こちらにつきましては、小委員会のもとに置かれるということもございますので、具体的な、どなたに委員をお願いするか、どのようなスケジュールでやっていくかといった細則につきましては、基本問題小委員会のほうでご議論いただいて決定していければというふうに考えておりますけれども、中央建設業審議会の下にある部分ということでもございますので、今回、約款の改正のワーキンググループの設置とあわせましてご紹介をさせていただきます、このような体制で検討をしていくということについて中建審の委員の皆様にご紹介をさせていただきます、ご審議をいただければということでご説明を申し上げました次第でございます。

説明は、以上でございます。

【石原会長】 ただいまお話ございましたように、当委員会としては、こういったことが行われるということを含んでおいていただければと。それを踏まえてということになるかと思いますが、何か一言ございますでしょうか、ただいまの内容につきまして。

どうぞ。

【谷澤委員】 先ほどの約款改正ワーキングの話も似たような問題だと思いますが、どちらのワーキングも非常に重要だと思いますので、是非しっかり議論をしていただければと思います。

その上で、2点お願いしたいのですが、民間工事と公共工事はそもそも生い立ちから違いますので、そういったところをよく考慮・反映した上での議論になるようにしていただきたいと思います。それに加えて、折角の場が空論になってもいけませんので、ワーキン

グであるが故に、実務寄りの具体的な議論ができるようなメンバリングを是非お願いしたいと思います。

【石原会長】 今のご意見を踏まえまして、基本問題小委員会のほうでワーキンググループをつくってもらおうということになろうかと思えます。

よろしゅうございますでしょうか。

以上をもちまして本日の審議事項あるいは報告事項は全て終了いたしました。あと2分ほどございますけれども、最後に何か一言ございますでしょうか。

「+10」について提案して以来、非常に精力的にご検討いただきまして、内容自体も進んでいるわけでございますけれども、問題はこれからということで、具体的などころまで落とし込むまでにはまだ相当大変かと思えますが、委員の先生方にはひとつよろしくご協力のほど、改めてお願い申し上げまして、本日の審議会は終了とさせていただきます。

どうもありがとうございました。

それでは、事務局のほうから。

【事務局（岩下）】 ありがとうございます。本日の配付資料について、ご郵送を希望の委員は、テーブルの上に置いたままにしていただければ、事務局で郵送させていただきます。

本日は、長時間にわたり、ありがとうございました。それでは、これもちまして散会とさせていただきます。委員の皆様におかれましては、ご多忙のところ、まことにありがとうございました。

— 了 —